

福井市開発審査会申合せ事項

1 開発審査会の附議等に係る取扱い

開発審査会の附議等は、議案、報告及び協議とする。

議案は、案件の附議並びに附議基準、取扱基準及び申合せ事項の改正等を対象とし、承認又は非承認の決議を行う。

報告は、「附議基準 1 4 開発行為及び建築物等の建築許可の取扱いについて（包括議決）」に掲げられたものを対象として報告し、確認する。

協議は、必要に応じて、附議基準等の改正に係る方針を決めること又は現行の基準の要件の一部に合致していない場合の対応等を対象とし、協議する。

2 手続違反案件の取扱い等適法化の取扱い

申請者は、少なくとも都市計画法に係る違反がないこと、又は違反の是正が確実であることを必要とする。

そのため、土地利用を始めた当初の時点において、許可を受けることが可能であったが、必要な許可及び手続を取っていない、いわゆる手続違反案件の取扱いについては、建替えや増築などの契機を捉え、許可手続を行わせ、適法化を図っていくこととする。この場合、許可は、当初より有効であったとみなすものとする。ただし、認定業態に係るものは、過去の附議基準に係わらず、追認許可により過去に遡って手続違反を不問とする。

当該追認許可手続は、原則として使用者（申請者として認められるものを含む。以下同じ。）若しくは過去に使用者であったもの又はその者の一般承継人が行う必要がある。ただし、当該使用者等が当該追認許可手続を行わない、又は行えないなどやむを得ない場合は、当該追認許可手続に係る不動産の現在の所有者、賃借人その他法的利害関係を持つ者も手続を行うことができるものとする。

3 附議議案承認後に附議内容に変更が生じた場合の取扱い

(1) 住宅以外の建築物等についての議案承認後許可前に附議内容のうち土地利用計画図及び予定建築物の用途に係る変更が生じた場合、市長は審査会に再附議するものとする。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、軽微な変更としてこの限りでない。

ア 都市計画法施行規則第 28 条の 4 に規定されるもの

イ 建築物の延床面積を 10% 以下（敷地面積が 1,000 m² 未満の場合は、50% 以下）の範囲で増減を伴うもの

ウ 建築物の意匠、形状、構造、配置など

エ 工作物に係るもの

- (2) 住宅以外の建築物等についての法35条の2第1項に規定する変更許可についても審査会に附議するものとする。ただし、前号ただし書の軽微な変更は、この限りでない。

附 則（平成23年10月31日確認）

この申合せ事項は、平成23年10月31日から施行する。

附 則（令和2年6月2日確認）

この申合せ事項は、令和2年6月2日から施行する。

附 則（令和8年2月3日確認）

この申合せ事項は、令和8年2月3日から施行する。

附 則（令和8年4月28日確認）

この申合せ事項は、令和8年4月28日から施行する。